

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日には、そ  
の翌日)

## 鳥取県条例第二十五号

鳥取県老人医療費助成条例

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県老人医療費助成条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

### ◆条 例

#### 目 次

#### 鳥取県老人医療費助成条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県漁業協同組合会併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、老人の医療費について市町村に対する助成を行なうことにより、老人の健康の保持及び生活の安定を図り、もつて老人の福祉を増進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「老人」とは、七十五歳以上の者であつて、引き続き三箇月以上県内に住所を有するものをいう。

この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十七号)

二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)

四 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

六 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)

七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第三百四十五号)

## 条 例

この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被

(第三種郵便物認可) 昭和46年7月15日 木曜日

鳥取県公報

号外) 第60号

保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であつた者を含む。）又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条规定第一項に定める扶養義務者をいう。

(助成)

第三条 知事は、市町村が老人（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている者を除く。）の医療費のうち社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用について助成するときは、規則で定めるところにより、その助成に要する経費の二分の一を、当該市町村に対し、補助する。

附  
目

この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県条例第二十六号

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三第三項中「農業又は水産に係る産業教育に従事する者にあつては百分の十を、工業又は電波に係る産業教育に従事する者にあつては

百分の七」を「百分の十」に、「農業又は水産に係る産業教育に從事する者にあつては百分の六を、工業又は電波に係る産業教育に從事する者にあつては百分の三」を「百分の六」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県条例第二十七号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三

十九号) の一部を次のよう改正する

## 四十 災害出動業務従事職員の特殊勤務手当

第六条中「八十円」を「百円」に改める。

第七条第二項中「三千五百円」を「四千五百円」に改める。

第九条第二項中「八十円」を「百円」に、「三円」を「四円」に、「一円五十銭」を「二円」に改める。

第十条第二項及び第十二条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第十三条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の手当の額は、月額三千円とする。

第十五条第三項中「八十円」を「百円」に改める。

第十六条第三項中「三百五十円」を「四百円」に改め、同条第五項中「三百円」を「八百円」に改める。

第十八条の二第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第十九条第二項中「左の」を「次の」に、「百二十円」を「百七十円」に、「九十円」を「百三十円」に、「七十五円」を「百十円」に改める。

第二十三条第二項中「百三十円」を「百五十円」に改める。

第二十五条第一項中「又は米子地方農林振興局」を削り、同条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百五十円とする。

第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項及び第三十条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第三十二条第二項中「百五十円」を「二百五十円」に改める。

第三十三条第二項中「百分の七」を「百分の十」に改める。

第三十四条第二項中「八十円」を「百円」に、「三百円」を「三百円」に、「四百七十円」を「六百円」に改める。

第三十五条第二項中「八十円」を「百二十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改める。

第三十六条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第三十七条第一項中「百六十円」を「二百円」に改める。

第三十九条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第四十六条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

の次に次の一条を加える。

(災害出勤業務従事職員の特殊勤務手当)

第四十八条 災害出勤業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が気象業務法施行令(昭和二十七年政令第四百七十一号)第四条に規定する警報の発令中に、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の復旧を図るため、現場において行なう業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百円とする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、災害出勤業務従事職員の特殊勤務手当に関する改正規定以外の改正規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(鳥取県立西部養護老人ホームの管理の委託)

第六条の五 知事は、鳥取県立西部養護老人ホームの施設設備の保全及び

収容者の養護に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の二条を加える。

(鳥取県立鳥取第二授産所の管理の委託)

第六条の二 知事は、鳥取県立鳥取第二授産所の施設設備の保全及び収容

者又は通所者に対する必要な訓練その他収容者又は通所者の自活に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

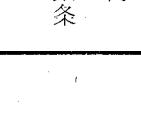
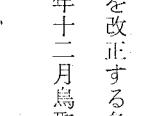
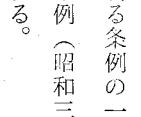
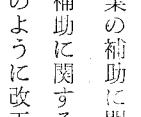
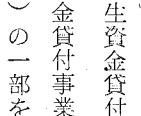
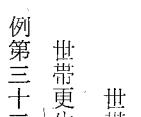
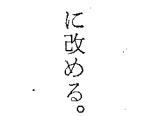
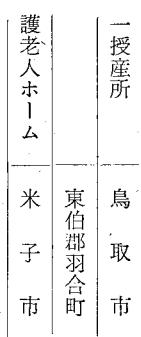
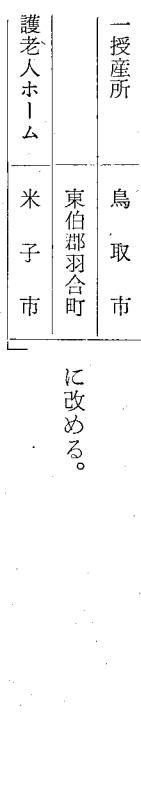
昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。



### 別表の三の表の住宅資金の項中

附  
則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県条例第三十号

## 鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県漁業協同組合連合会併助成条例（昭和四十二年十月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「昭和四十六年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事  
石  
破

— 1 —

—

—

—

四

五

貸付限度、特に必要と認められる場合は月額三、〇〇〇円以内、国立短期大学、公立短期大学又は高等専門学校第四学年及び第五学年にあつては月額六、〇〇〇円以内、私立短期大学にあつては月額七、五〇〇円以内。

高等学校又は高等専門学校第一学年から第三学年までにあつては、月額 一、五〇〇円  
国立短期大学、公立短期大学又は高等専門学校第四学年及び第五学年にあつては、月額 三、〇〇〇円  
私立短期大学にあつては、月額 四、〇〇〇円

貸付限度 特に必要と認められる場合  
高等學校にあつては月額三、〇〇〇円以内、短期大學又は高等  
専門學校にあつては月額五、〇〇〇円以内。  
高等専門學校在學期間中

高等学校にあつては  
月額 一、五〇〇円  
短期大学又は高等専門  
学校にあつては  
月額 三、〇〇〇円

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例  
鳥取県条例第三十一号の一  
部を次のように改正する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

から東伯郡泊村大字原まで  
郡江府町大字宮市字後谷九九五の一〇番に、  
から終点まで

別表第一の二中 县道大山御机線  
西伯郡大山町大字大山字下山  
府町大字御机まで

西伯郡大山町  
全線

一一七番地先から日野郡江  
県道大山上福田線  
日野郡江府町  
郡関金町大字  
停車場線  
全線

県道如来原倉吉線  
日野郡江府町  
郡関金町大字  
停車場線  
全線

県道大山御机線  
西伯郡大山町  
全線

大字大山字下山一一七番地先から日野郡江府  
龍王殿四三六の一一番地先まで

大字御机字龍王殿四三五の一一番地先から東伯  
野添字笹ヶ平ル四六七の一九九番地先まで

に改める。

別表第三中「一般国道三百十三号線」倉吉市岡田から東伯郡関金町大  
字関金まで

この条例は、公布の日から施行する。  
附 則

「一般国道三百十三号線」全線  
倉吉市上井町  
倉吉市倉吉青谷線  
倉吉市倉吉青谷線  
起点から日野郡江府町大字御机字龍王殿四五  
五の二番地先まで及び東伯郡関金町大字野添  
字笹ヶ平ル四六七の二〇四番地先から同郡同  
町大字安歩字金谷渡り三九三の五番地先まで

に改める。

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和四十六年七月十五日  
鳥取県知事 石破二朗

から東伯郡泊村字原まで  
「一般国道三百十三号線」全線  
倉吉市倉吉青谷線  
倉吉市倉吉青谷線  
起点  
日野  
地先  
鳥取県条例第三十二号

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官頭彰条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「監察課」を「警務課」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石二朗

#### 鳥取県条例第三十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正）

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十一年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号列記以外の部分中「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第四号中「心身の故障がある状態をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第八条第一項を次のように改める。

遺族給付年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族給付年金を受ける権利を有する遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

付年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 一人 紛失基礎額に三百六十五を乗じて得た額（以下この項において「給付基礎額の年額」という。）の百分の三十に相当する額。

ただし、五十五歳以上の妻又は廢疾の状態にある妻にあつては給付基礎額の年額の百分の四十に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（廢疾の状態にある妻を除く。）にあつては給付基礎額の年額の百分の三十五に相当する額とする。

年額の百分の三十五に相当する額とする。

二 二人 紛失基礎額の年額の百分の四十五に相当する額

三 三人 紛失基礎額の年額の百分の五十に相当する額

四 四人 紷失基礎額の年額の百分の五十五に相当する額

五 五人以上 紷失基礎額の年額の百分の六十に相当する額

第八条に次の二項を加える。

4 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族給付年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき（廢疾の状態にあるときを除く。）。

二 廢疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

第八条の二第一項第五号及び第六号中「第七条第一項第四号に定める」を削る。

第八条の六第一項を次のように改める。

遺族給付一時金の額は、給付基礎額に次の各号に掲げる者の区分に

応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第八条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族給付年金の額の合計額を控除した額）とする。

一 前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

二 前条第一項第三号に該当する者のうち、協力援助者の死亡の当时、その年齢が十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は廃疾の状態にある三親等内の親族 七百倍

三 前条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者 四百倍

別表倍数の欄中「三四〇」を「二八〇」に、「二二三」を「二四八」に、「二八八」を「三二九」に、「一六四」を「二九二」に、「二四二」を

「二六五」に、「一二〇」を「一四〇」に、「一〇〇」を「一一七」に改める。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改めることとする。

附則第八条第一項中「五年以内」を「十年以内」に改め、同条第三項中「新条例」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例」に改める。同条第二項中「新条例」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例」に改める。

第一条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例」に改める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定による障害給付年金及び遺族給付年金のうち、適用日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県条例第三十四号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第

四十号）の一部を次のように改めることとする。

第三条第一項第五号を次のように改める。

五 死体取扱作業

第四条第一項中「一百六十円」を「二百五十円」に、「八十円」を「百円」に改め、同条第二項中「一百六十円」を「三百五十円」に、「百五円」を「百三十円」に改める。

第八条中「四百円」を「五百円」に改める。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

## (手当の内払)

2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に警察職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。